

北海道公報

目次

ページ

道公安委員会規則

○北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則

○公安委員会の文書の管理に関する規則

道警察本部告示

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程

公布された規則のあらまし

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（北海道公安委員会規則第十四号）

一 趣旨

「北海道情報公開条例の一部を改正する条例」が施行され、公安委員会及び警察本部長が実施機関となったことから、北海道情報公開条例第四十二条の規定により、公安委員会が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 公文書の検索に必要な資料の備え置き場所を規定するとともに、当該資料の作成縦覧に關し必要な事項は警察本部長が定めることとした（第二条関係）。
- 2 「公文書開示請求書」等開示請求手続上必要な各種様式を規定した（第三条から第九条関係）。
- 3 公文書を閲覧する者の義務及びこの規定に違反する者に対する公安委員会の権限について規定した（第十条関係）。
- 4 公文書の写しの交付部数及び作成方法は、警察本部長が定めることとするともに、開示公文書の写しに要する費用の納付方法を規定した（第十一条及び第十二条関係）。
- 5 条例の規定により、公安委員会が情報公開審査会に諮問した場合の通知書の様式を規定した（第十三条関係）。
- 6 第三者からの不服申立てを棄却する場合の通知書の様式を規定した（第十四条関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十三年十月一日から施行することとした。

公安委員会の文書の管理に関する規則（北海道公安委員会規則第十五号）

一 趣旨

「北海道情報公開条例の一部を改正する条例」が施行され、公安委員会及び警察本部長が実施機関となったことから、公安委員会が管理する文書に關し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 公安委員会が管理する文書について、警察本部長が管理する文書と明確に区分して規定した（第三条関係）。
 - 2 情報公開に適切に対応するため、公安委員会が管理する文書について、文書分類表に基づいた管理をすることとし、当該文書分類表の作成及び改定の事務は警察本部長が行うこととした（第八条関係）。
 - 3 この規則の他文書管理に關し必要な事項については、公安委員会の承認を得て、警察本部長が定める文書管理に関する規定を準用することとした（第十七条関係）。
- 施行期日
この規則は、平成十三年十月一日から施行することとした。

道公安委員会規則

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則をここに公布する。

平成13年9月14日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第14号

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第12条の規定により、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

（公文書検索資料）

第2条 条例第4条の公文書の検索に必要な資料は、北海道警察本部総務部総務課警察情報センター等に備え置くものとする。

2 前項に定めるもののほか、公文書の検索に必要な資料の作成及び縦覧に關し必要な事項は、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定める。

号外第43号

報 告 公 開 規 則 北 海 道

(公文書開示請求書) 第3条 条例第13条の請求書は、別記第1号様式の公文書開示請求書によるものとする。 (公文書開示決定期間延長通知書) 第4条 条例第14条第3項の書面は、別記第2号様式の公文書開示決定期間延長通知書によるものとする。 (公文書開示決定通知書等) 第5条 条例第15条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。 (1) 公文書の開示をすることと決定したとき 別記第3号様式の公文書開示決定通知書 (2) 公文書の開示をしないことと決定したとき 別記第4号様式の公文書非開示決定通知書 (3) 公文書の一部について公文書の開示をすることと決定したとき 別記第5号様式の公文書一部開示決定通知書 (公文書の存在を明らかにしない決定通知書) 第6条 条例第16条第2項において準用する条例第15条第1項の書面は、別記第6号様式の公文書の存在を明らかにしない決定通知書によるものとする。 (公文書不存在通知書) 第7条 条例第17条の通知は、別記第7号様式の公文書不存在通知書により行うものとする。 (事案移送通知書) 第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事案移送通知書によるものとする。 2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続) 第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。 (1) 開示請求年月日 (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容 (3) 意見書の提出先及び提出期限 2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。 3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。 4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の公文書の開示決定に係る通知書によるものとする。 (公文書の閲覧)	第10条 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱いとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。 2 公安委員会は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。 (公文書の写しの交付等) 第11条 公文書の写しの交付部数は、開示請求があった公文書1件名につき1部とする。 2 公文書の写しの作成方法は、警察本部長が定める。 (公文書の写しの交付に要する費用の納付) 第12条 条例第20条の開示公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。 (審査会に諮問した旨の通知) 第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。 (第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知) 第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。 (1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書 (2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書 附 則 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
---	---

別記第1号様式（第3条関係）

公文書開示請求書

平成 年 月 日

北海道公安委員会 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
連絡先 電話番号

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開 示 の 区 分	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付
3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
4 受 付 年 月 日	平成 年 月 日
5 担 当 部 課 等	電 話 部 課 (内線)
6 備 考	

- 注 1 2の欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
2 3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。
3 印が付されている4から6までの欄は、記入しないでください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第4条関係）

公文書開示決定期間延長通知書

第 号

平成 年 月 日

様

北 海 道 公 安 委 員 会 印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条の規定により、次のとおり開示するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1	公文書の名称							
2	北海道情報公開条例第14条第1項本文に規定する決定期間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで
3	延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道情報公開条例第14条第1項ただし書 (2) 北海道情報公開条例第14条第2項本文 (3) 北海道情報公開条例第14条第2項ただし書					
		理由						
		決定時期	平成	年	月	日		
4	担当部課等	電話部課 (内線)						
5	備考							

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第5条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公安委員会 印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称								
2 開示の日時及び場所	日 時	平成	年	月	日	午前	時	分
	場 所	電話 (内線)						
3 担当部課等	部 課 電話 (内線)							
4 備考								

注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。

注2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第5条関係）

公文書非開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公安委員会 印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので、通知します。

1	公文書の名称	
2	開示しない理由	北海道情報公開条例第10条第2項第 号に該当
3	開示することができ る期日	平成 年 月 日
4	担当部課等	部 課 (内線)
5	備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

注3 の欄は、開示することができ
る期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第5条関係）

公文書一部開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日
様
北 海 道 公 安 委 員 会 印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称				
2 開示の日時及び場所	日 時	平成 年 月 日	午前 時 分 午後 時 分	
	場 所	電話 (内線)		
3 開示しない部分の概要及びその理由	概 要	北海道情報公開条例第10条第2項第 号に該当		
	理 由			
4 開示しない部分を開示することができる期日	平成 年 月 日			
5 担 当 部 課 等	電話 部 (内線) 課			
6 備 考				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
3 4の欄は、開示しない部分について開示することのできる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第6条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
平成 年 月 日
様
北 海 道 公 安 委 員 会 印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第16条第1項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	北海道情報公開条例第12条に該当
2 存否を明らかにしない理由	
3 担 当 部 課 等	電話 部 (内線) 課
4 備 考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第7条関係）

公文書不存通知書	
第 年 月 日	平成
様	
北海道公安委員会 印	
平成 年 月 日 開示請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、北海道情報公開条例第17条の規定により、通知します。	
1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 不存の理由	
3 担当部課等	電話 部 (内線) 課
4 備考	

この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事案移送通知書	
第 年 月 日	平成
様	
北海道公安委員会 印	
平成 年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。	
1 公文書の名称又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	平成 年 月 日
4 移送をした実施機関（公安委員会）の担当部課等	電話 部 (内線) 課
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (電話 部 (内線) 課)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第8条関係）
その2

事 案 移 送 通 知 書

第 平成 年 月 日 号

様

北 海 道 公 安 委 員 会 

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	平成 年 月 日
4 移送をした実施機関 (公安委員会)の担当 部課等	電話 部 (内線) 課
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をするようになります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第9条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第 平成 年 月 日 号

様

北 海 道 公 安 委 員 会 

北海道情報公開条例に基づき、平成 年 月 日に次のとおりに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示することに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、平成 年 月 日までに御返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている 情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当部課等)	(〒 -) 部 課 電話 (内線) FAX
5 備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

平成 年 月 日

北海道公安委員会 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
連絡先 電話番号

平成 年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容			
2 開示決定に対する 反対意思の有無	有		
	無		
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第9条関係）

公文書の開示決定に係る通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道公安委員会

印

平成 年 月 日付けの

に関する情報が記録され

た公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、 に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1	公文書の名称	
2	開示決定年月日及び 番号	平成 年 月 日付け 第 号
3	開示決定をした理由	
4	開示を実施する日	平成 年 月 日
5	担当部課等	電話 部 (内線) 課
6	備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第13条関係）

審査会諮問通知書

第 平成 年 月 日 号

様

北海道公安委員会 印

平成 年 月 日付けの開示決定等に対する不服申立て（異議申立て・審査請求）について、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 不服申立ての内容	
3 諮問をした日	平成 年 月 日
4 担当部課等	電話 部 (内線) 課
5 備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第14条関係）

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 平成 年 月 日 号

様

北海道公安委員会 印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5 開示を実施する日	平成 年 月 日
6 担当部課等	電話 部 (内線) 課
7 備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北 海 道 公 安 委 員 会 印

に関する情報が記録された公文書について、平成 年 月 日
付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立
てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公 文 書 の 名 称	
2 異議申立てに係る情 報（非開示とした情報 のうち、異議申立人が 開示を求めた情報）の うち、 に関する 情報	
3 2に記載された情報 のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する 決定（原処分を変更す る決定）の理由	
5 開示を実施する日	平成 年 月 日
6 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
7 備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

公安委員会の文書の管理に関する規則をここに公布する。

平成13年9月14日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第15号

公安委員会の文書の管理に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公安委員会が行う文書の管理に関する基本的な事項を定めることによ
り、文書の適正な管理を確保し、もって事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的
とする。

（定義）

第2条 この規則において「文書」とは、公安委員会が作成し、又は取得した文書、図画及
び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、公安委員会が管理して
いるものをいう。

（公安委員会の管理する文書）

第3条 公安委員会が管理する文書は、次のとおりとする。

- (1) 公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された文書であって、公安委員会が会
議録と併せて管理することが必要と認めたものを含む。）
- (2) 警察法（昭和29年法律第162号）第43条の2に規定する事務に関する文書
- (3) 公安委員会に対する苦情の申出に関する文書
- (4) その他公安委員会が自ら管理することが必要と認めた文書
（文書管理責任者）

第4条 公安委員会に、文書管理責任者を置く。

2 文書管理責任者には、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指名する者
をもって充てる。
3 文書管理責任者は、公安委員会における文書の管理に係る事務を総括し、次に掲げる事
務を処理する。

- (1) 文書の管理に係る指導及び調整に関すること。
- (2) 文書の管理状況について点検を行い、その結果を当該公安委員会に報告すること。

（文書管理担当者）

第5条 公安委員会に、文書管理担当者を置く。

- 2 文書管理担当者には、警察本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 文書管理担当者は、文書管理責任者を補佐し、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 文書の收受、配布及び発送に関すること。
 - (2) 文書の整理及び編集に関すること。
 - (3) 文書の保管、保存及び廃棄に関すること。
 - (4) その他文書の管理に関し必要なこと。

(文書管理の原則) 第6条 文書は、正確かつ迅速に処理するとともに、定められた場所において管理し、事務能率の向上に資さなければならない。 (文書の作成) 第7条 公安委員会の意思決定に当たっては文書を作成するものとし、事務の実績については文書を作成するものとする。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。 (1) 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合 (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合 2 前項第1号に規定する場合にあつては、事後に文書を作成するものとする。 3 文書は、分かりやすい用字用語を用い、的確かつ簡潔に記載するものとする。 (文書の分類) 第8条 文書を適切に管理するため、公安委員会が管理する文書について文書分類表を作成するものとする。 2 前項の文書分類表の作成及び改定は、警察本部長が行う。 (文書の閲覧及び貸出し) 第9条 文書管理責任者は、必要があると認める場合は、文書を公安委員会の補佐及び庶務に関する事務を行う北海道警察の職員以外の北海道警察の職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。 (文書の保管) 第10条 文書は、保存を要する文書にあつては第13条に規定する保存期間の起算日まで、保存を要しない文書にあつては指定された廃棄期日まで保管しなければならない。 (文書の保存) 第11条 文書は、公安委員会が適切に管理し得る専用の場所において、次条で定める期間保存しなければならない。 2 前条の規定による保管中の文書及び第1項の規定による保存中の文書は、盗難、散逸、損傷、汚損等のないように注意し、常に閲覧できるように整理しておかなければならない。 (文書の保存期間) 第12条 文書の保存期間は、次条に規定する起算日から、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、法令等の規定により保存期間の定めのある文書については、当該法令等の定めるところによる。 (1) 第3条第1号に規定する文書 3年 (2) 第3条第2号に規定する文書 1年 (3) 第3条第3号に規定する文書 3年 (4) 第3条第4号に規定する文書 長期、10年、5年、3年又は1年の期間で公安委員会が必要と認めたもの	
--	--

(保存期間の起算日) 第13条 暦年により処理する文書の保存期間の起算日は、当該文書を作成し、又は取得した日の属する年の翌年の1月1日とする。 2 会計年度により処理する文書にあつては、当該文書を作成し、又は取得した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日とする。ただし、これによりがたい場合は、別に定める。(保存期間の延長) 第14条 文書管理責任者は、第12条に規定する保存期間が満了した文書について職務遂行上必要があると認めるときは、当該公安委員会の承認を得て、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。 2 次の各号に掲げる文書にあつては、前項の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においてもその区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の号に該当する文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。 (1) 現に監査、検査等の対象となつていゝるもの 当該監査、検査等が終了するまでの間 (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされているもの 当該訴訟が終結するまでの間 (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間 (4) 北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)第9条の規定による開示の請求があつたもの 北海道情報公開条例第14条又は第16条の決定の日の翌日から起算して1年間 (文書の廃棄) 第15条 保存期間の経過した文書は、速やかに廃棄するものとする。 2 保存を必要としない文書は、指定された期日に廃棄するものとする。 3 文書を廃棄するときは、細断、溶解、焼却等文書が復元できない方法により行わなければならない。 (保存期間満了前の廃棄) 第16条 文書管理責任者は、特別の理由があるときは、当該公安委員会の承認を得て、保存期間が満了する前に文書を廃棄することができる。 2 前項の規定に基づき保存期間が満了する前に文書を廃棄する場合は、廃棄する文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならない。 (雑則) 第17条 この規則に定めるもののほか、公安委員会の文書の管理に關し必要な事項は、公安委員会の承認を得て、警察本部長が定める文書の管理に關する規定を準用する。 附 則 この規則は、平成13年10月1日から施行する。	
--	--

訓 令 本 部 告 示

北海道警察本部告示第119号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程を次のように定める。

平成13年 9月14日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第12条の規定により、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(公文書検索資料)

第2条 条例第4条の公文書の検索に必要な資料は、北海道警察本部総務部総務課警察情報センター等に備え置くものとする。

2 前項に定めるもののほか、公文書の検索に必要な資料の作成及び縦覧に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(公文書開示請求書)

第3条 条例第13条の請求書は、別記第1号様式の公文書開示請求書によるものとする。

(公文書開示決定期間延長通知書)

第4条 条例第14条第3項の書面は、別記第2号様式の公文書開示決定期間延長通知書によるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

第5条 条例第15条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の開示をすることと決定したとき 別記第3号様式の公文書開示決定通知書
- (2) 公文書の開示をしないことと決定したとき 別記第4号様式の公文書非開示決定通知書

- (3) 公文書の一部について公文書の開示をすることと決定したとき 別記第5号様式の公文書一部開示決定通知書

(公文書の存否を明らかにしない決定通知書)

第6条 条例第16条第2項において準用する条例第15条第1項の書面は、別記第6号様式の公文書の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

(公文書不存在通知書)

第7条 条例第17条の通知は、別記第7号様式の公文書不存在通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事案移送通知書によるものとする。

- 2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求年月日

- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

- (3) 意見書の提出先及び提出期限

- 2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

- 3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

- 4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の公文書の開示決定に係る通知書によるものとする。

(公文書の閲覧)

第10条 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱い扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

- 2 警察本部長は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(公文書の写しの交付等)

第11条 公文書の写しの交付部数は、開示請求があった公文書1件名につき1部とする。

- 2 公文書の写しの作成方法は、警察本部長が定める。

(公文書の写しの交付に要する費用の納付)

第12条 条例第20条の開示公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知)

第13条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第21条の3第1号の裁決があったとき 別記第11号様式の第三者の審査請求に係る公文書の開示通知書

- (2) 条例第21条の3第2号の裁決があったとき 別記第12号様式の審査請求に係る公文書の開示通知書

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

公文書開示請求書

平成 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

電話番号

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開 示 の 区 分	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付
3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
4 受 付 年 月 日	平成 年 月 日
5 担 当 部 課 等	電 話 部 (内線) 課
6 備 考	

注1 2の欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

注2 3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

注3 印が付されている4から6までの欄は、記入しないでください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第4条関係）

公文書開示決定期間延長通知書

第 号

平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条の規定により、次のとおり開示するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1	公文書の名称		
2	北海道情報公開条例第14条第1項本文に規定する決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
3	延長区分、延長の理由及び延長後の決定期間	延長区分	(1) 北海道情報公開条例第14条第1項ただし書 (2) 北海道情報公開条例第14条第2項本文 (3) 北海道情報公開条例第14条第2項ただし書
		理由	
		決定時期	平成 年 月 日
4	担当部課等	電話 部 (内線) 課	
5	備考		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第5条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称								
2 開示の日時及び場所	日 時	平成	年	月	日	午前	時	分
	場 所	電話 (内線)						
3 担当部課等	部 課 電話 (内線)							
4 備考								

注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。

注2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第5条関係）

公文書非開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので、通知します。

1 公文書の名称	北海道情報公開条例第10条第2項第 号に該当	
2 開示しない理由		
3 開示することができ る期日	平成 年 月 日	
4 担当部課等	電話 部 課 (内線)	
5 備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

注3 の欄は、開示することができ
る期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第5条関係）

公文書一部開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

1	公文書の名称								
2	開示の日時及び場所	日時	平成	年	月	日	午前	時	分
		場所	電話 (内線)						
3	開示しない部分の概要及びその理由	概要							
		理由	北海道情報公開条例第10条第2項第 号に該当						
4	開示しない部分を開示することができる期日	平成 年 月 日							
5	担当部課等	部 電話 (内線) 課							
6	備考								

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
3 4の欄は、開示しない部分について開示することのできる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第6条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第16条第1項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	北海道情報公開条例第12条に該当
2 存否を明らかにしない理由	
3 担当部課等	部 (内線) 課
4 備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第7条関係）

公文書不存通知書	
第 年 月 日	平成
様	
北海道警察本部長	
印	
平成 年 月 日 開示請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、北海道情報公開条例第17条の規定により、通知します。	
1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 不存の理由	
3 担当部課等	電話 部 (内線) 課
4 備考	

この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事案移送通知書	
第 年 月 日	平成
様	
北海道警察本部長	
印	
平成 年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。	
1 公文書の名称又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	平成 年 月 日
4 移送をした実施機関（警察本部長）の担当部課等	電話 部 (内線) 課
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (電話 部 (内線) 課)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第8条関係）
その2

事 案 移 送 通 知 書

第 平成 年 月 日 号

様

北海道警察本部長

印

平成 年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	平成 年 月 日
4 移送をした実施機関 (警察本部長)の担当 部課等	部 (内線) 課
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をするようになります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第9条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第 平成 年 月 日 号

様

北海道警察本部長

印

北海道情報公開条例に基づき、平成 年 月 日に次のとおりに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、平成 年 月 日までに御返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当部課等)	(〒 -) 部 課 電話 (内線) FAX
5 備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

平成 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
連絡先 電話番号

平成 年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容			
2 開示決定に対する 反対意思の有無		有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

平成 年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、 に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1	公文書の名称	
2	開示決定年月日及び番号	平成 年 月 日付け 第 号
3	開示決定をした理由	
4	開示を実施する日	平成 年 月 日
5	担当部課等	電話 部 (内線) 課
6	備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第13条関係）

第三者の審査請求に係る公文書の開示通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

に関する情報が記録された公文書について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	審査請求に係る情報（開示決定した情報のうち、審査請求人が非開示を求めた情報）	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	審査請求に対する裁決（却下又は棄却する裁決）の理由	
5	開示を実施する日	平成 年 月 日
6	担当部課等	電話 部 課（内線）
7	備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第13条関係）

審査請求に係る公文書の開示通知書

第 号
平成 年 月 日

様

北海道警察本部長

印

に関する情報が記録された公文書について、平成 年 月 日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	審査請求に係る情報（非開示とした情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
5	開示を実施する日	平成 年 月 日
6	担当部課等	電話 部 課（内線）
7	備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

平成十三年九月十四日

金曜日

二〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課